

## ○新潟市農業振興地域整備審議会規則

昭和47年1月13日規則第2号

第1条 この規則は、新潟市附属機関設置条例（昭和35年新潟市条例第39号）により設置された新潟市農業振興地域整備審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

第2～4条 （略）

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6条 （略）

第7条 審議会は、その所掌事務に係る軽易な事項について調査審議するため小委員会を置く。

2 小委員会は、会長が指名した委員8人で組織する。

3 小委員会に小委員長を置き、小委員会に属する委員の互選によつてこれを定める。

4 小委員長は、小委員会の事務を掌理する。

5 小委員長が欠けたとき、又は小委員長に事故があるときは、小委員会に属する委員のうちから、小委員長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

6 第5条第1項から第3項までの規定は、小委員会の場合に準用する。この場合において「審議会」とあるのは「小委員」と、「会長」とあるのは「小委員長」とそれぞれ読み替えるものとする。

第8～10条 （略）

## ○新潟市農業振興地域整備審議会運営要綱

(この要綱の趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市農業振興地域整備審議会規則（昭和47年新潟市規則第2号、以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、新潟市農業振興地域整備審議会（以下「審議会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(小委員会の所掌事務)

第2条 規則第7条の規定に基づく小委員会の所掌事務は、次の各号に掲げる事項とする。ただし会長が特に必要であると認める場合は、各号に掲げる事項であっても審議会に付議するものとする

- (1) 1ヶ所当たり1ヘクタール以上10ヘクタール未満の農用地区域からの除外
- (2) 1ヶ所当たり1ヘクタール未満の農用地区域からの除外
- (3) 農用地区域からの除外を伴わない農用地利用計画の変更
- (4) 農用地利用計画以外の農業振興地域整備計画における軽微な変更
- (5) 農業・農村振興計画の変更に係る事項

2 前項の規定にかかわらず、同項第2号から第5号については、小委員会で調査審議会に代えて審議会に報告することとする。

(議事録)

第3条 審議会又は小委員会の議事録は、会長又は小委員会長が指名する委員が署名し、事務局で保管する。

附 則

この要綱は、昭和51年3月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月15日から施行する。